

随意契約理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 3系水処理監視制御
設備補修工事

工事場所： 松原市天美西七丁目地内

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている監視制御設備が経年劣化により不具合が発生しており、また、コントローラ部の保守対応期限が切れており、故障時の対応が困難となっているため、現行品に取替を行うものです。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、今池水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されています。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのはパナソニックSSファシリティーズ株式会社を吸収合併したパナソニックシステムネットワークス株式会社からさらに工事のみ事業移管されたパナソニックコンシューマーマーケティング株式会社エンジニアリングセンター関西支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものです。